

運委参第100号

令和3年2月18日

国土交通大臣

赤羽 一嘉 殿

運輸安全委員会

委員長 武田 展雄

株式会社横浜シーサイドライン新杉田駅において発生した  
鉄道人身障害事故に係る意見について

鉄軌道における運転士又は前頭に緊急停止操作を行う係員が乗務しない列車の自動運転システム等の設計及び製造並びに改造にあたっては、危険な事象につながる条件を設計前に欠落なく抽出・評価し、その対策を安全要件事項として反映することが重要であり、製造や運用を含めたライフサイクル全体を対象とした安全管理が必要である。

このことから、運輸安全委員会は、本日付で国土交通大臣に対して発出した「株式会社横浜シーサイドライン新杉田駅において発生した鉄道人身障害事故に係る勧告について」（運委参第99号。以下「勧告」という。）と併せて、将来の自動運転システム普及時の事故等発生防止のために講ずべき施策として、運輸安全委員会設置法第28条の規定に基づき、国土交通大臣に対して、下記のとおり意見を述べる。

なお、この意見を受けて何らかの施策を講じた場合は、その内容について通知方より詳しくお取り計らい願いたい。

記

国土交通省鉄道局は、将来の自動運転システムの普及に備え、同システムの設計及び製造並びに改造の際の危険な事象の潜在的な原因の発生を予防する観点から、勧告で述べた各事項の制度化について検討すること。